

●香川県選挙管理委員会告示第20号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により不在者投票を行うことができる施設として指定した医療法人社団正寿会高瀬第一病院及び丸亀市亀寿園について、平成23年3月29日その指定を取り消したので、平成19年香川県選挙管理委員会告示第13号（不在者投票を行うことができる施設として指定した施設）の一部を次のように改正する。

平成23年4月5日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
1 病院			1 病院		
名 称	所 在 地	指定年月日	名 称	所 在 地	指定年月日
略			略		
医療法人明世社白井病院	略		医療法人明世社白井病院	略	
医療法人社団正寿会高瀬第一病院			医療法人社団正寿会高瀬第一病院	<u>三豊市高瀬町上高瀬1260</u>	<u>昭和58年4月12日</u>
医療法人社団愛有会岩崎病院	略		医療法人社団愛有会岩崎病院	略	
略			略		
2 略			2 略		
3 老人ホーム			3 老人ホーム		
名 称	所 在 地	指定年月日	名 称	所 在 地	指定年月日
略			略		
ケアハウス屋島	略		ケアハウス屋島	略	
特別養護老人ホーム紅山荘	略		丸亀市亀寿園	<u>丸亀市九番丁42</u>	<u>昭和38年10月31日</u>
略			特別養護老人ホーム紅山荘	略	
4・5 略			4・5 略		